

1歳になる誕生日の前日までに受けてください!!

B C G予防接種のお知らせ

1. 対象年齢 **1歳未満** [注] (1歳になる誕生日の前日) まで
※標準的な接種期間は**生後5ヶ月から8ヶ月の間**
2. 接種費用 無料 (対象年齢内で接種を受ける場合)
3. 接種場所 BCG 指定医療機関で個別接種 (別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照)
4. 接種方法 管針法というスタンプ方式で上腕に2箇所押し付けて接種 (1回接種)
5. その他
 - ・接種を希望する場合は、医療機関に予約をしてください。
 - ・当日は、母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。

★ 結核について

結核は菌陽性肺結核患者がせきをした時などに飛散する菌で空気感染 (飛沫核感染) をします。結核に対する抵抗力 (免疫) は、お母さんからもらうことができないので、乳幼児は結核に対する抵抗力 (免疫) が弱く、全身性の結核症にかかったり、結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。発病は感染後1年以内のことが多いですが、病巣内に閉じ込められた結核菌は長く生存できるので10年、20年後に発病することもあります。

★ 予防接種の効果について

感染を完全に防ぐものではありませんが、結核の発病を予防接種をしなかった場合の4分の1くらいに抑制する効果があり、小児の結核性髄膜炎や粟粒結核など小児の重篤な結核の抑制に効果が認められています。また、一度予防接種をすれば、効果は10年～15年程度持続すると考えられています。

★ コッホ現象

BCG 接種の針痕は、普通は接種後10日前後たたと見えません。しかし、ごくまれに接種後3日以内に接種部位が炎症・化膿し、急激に治癒する一連の反応がおこることがあり、これをコッホ現象といいます。

コッホ現象とは、結核にかかったことがある人に BCG 接種を行った場合に起こる反応のことで、接種された BCG 菌に対してすでにできている免疫が強く反応して起こるものです。

このような反応が見られた場合には、すぐに医師の診察を受け、健康センターにご連絡ください。

★ BCG 接種後の注意

- ① 接種部位をさわらずに、10分位日光にあてないで乾かしてください。
- ② 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすったり、ひっかいたりしないでください。
- ③ 接種当日はいつもどおりの生活をして構いません。

【裏面あり】

★ 予防接種を受けるに当たって

- ① 「予防接種と子どもの健康」「結核と BCG 接種について」をよく読んで、病気の説明について、予防接種の必要性や副反応について理解の上、お受けください。
なお、「予防接種と子どもの健康 (Vaccination and children's Health)」の外国語版 (Foreign Language) をご希望の方は、下記 URL < 予防接種リサーチセンター (Public Foundation of the Vaccination Research Center) > をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。
<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>
- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔・接種に当たっての注意事項は、別紙の「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕をもって、日頃、お子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れください。

★ 副反応について

ワクチン添付文書によると副反応として接種直後から数日中に発疹・蕁麻疹・紅斑・そう痒等があらわれることがあります。接種局所反応としては、接種後 1～4 週の間、接種部位に発赤・硬結・腫脹・痂皮（かさぶた）形成等を呈し、特に反応が強い場合は膿疱をつくることもあります。痂皮を形成して 1～3 ヶ月で消退します。

また、接種をした側のわきの下のリンパ節がまれに腫れることがあります。通常放置して様子を見てかまいませんが、ときにただれたり、大変大きく腫れたり、まれに化膿して自然にやぶれてうみが出る場合があります。その場合は医師にご相談ください。

重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー、全身播種性 BCG 感染症、骨炎、骨髓炎、骨膜炎、皮膚結核様病変を起こすことがあります。

接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けてください。

★ 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、健康推進課までご相談ください。

問い合わせ先 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-0011 多摩市関戸 4-19-5 電話 042-376-9111

R7.4.21